

河辺雄和商工ニュース

新春の集



あいさつをする伊藤商工会長



記念講演をする国際教養大学中嶋学長



役員功労感謝状を受け取る工藤前商工会副会長



あいさつをする佐竹秋田市長

設立5周年記念式典盛会裏に終了

去る1月10日(土)秋田樺台カントリークラブのレストランを会場に、「河辺雄和商工会設立5周年記念式典」並びに「新春会員の集い」が開催され会員や来賓等約100名の方々が出席し、設立5周年と新年をお祝いいたしました。

また、国際教養大学中嶋嶺雄学長より「グローバル化と地域の発展」というテーマでご講演いただき盛会裏のうちに終了いたしました。

CONTENTS

設立5周年記念式典	1頁
緊急経済対策の資金繰り支援	2頁
移動商工会六会場で開催	2頁
日本政策金融公庫のセーフティネット貸付ご案内	3頁
中小企業倒産防止共済制度に関する注意	3頁
小規模企業共済制度	4頁
中小企業退職金共済制度	4頁

秋田市内中小企業のための緊急経済対策「資金繰り支援」の概要

制度名	国の緊急対策		県	秋田市
	原材料価格高騰 対応等緊急保証	予約保証	県経営安定資金 (緊急経済対策型)	中小企業振興資金
対象	中小企業者	中小企業者 (保証対象業種)	中小企業者	中小企業者
条件	市長によるセーフ ティ5号の認定	・同一業種業暦3年以上 ・申込金融機関関与信取引 1年以上 ・保険事故率が基準以下 ・申告済の貸借対照表、損 益計算書	市長によるセーフテ ィ5号の認定及び商 工会の認定	市長によるセーフテ ィ5号の認定及び商 工会の認定
限度額	28,000万円	2,000万円	20,000万円	2,000万円
資金用途	運転・設備	運転・設備	運転・設備	運転・設備
保証期間	10年(据置1年)	5年	10年	10年
金利	金融機関所定金利	金融機関所定金利	1.74%	2.45~2.65%
保証料率	0.8%以下	2.2%以内	0.18%	0.88% (全額市負担)
取扱金融機関	県内に本支店を有 する普通銀行、県内 3信用金庫、秋田県 信用組合、商工組合 中央金庫	県内に本支店を有 する普通銀行、県内 3信用金庫、秋田県 信用組合、商工組合 中央金庫	県内に本支店を有す る普通銀行、県内3 信用金庫、秋田県信 用組合、商工組合中 央金庫	秋田銀行、北都銀行、 秋田信用金庫、秋田 県信用組合、みちの く銀行、岩手銀行、 北日本銀行、庄内銀 行、山形しあわせ銀 行、七十七銀行
取扱期間	平成22年3月31日まで	平成22年3月31日まで	平成22年3月31日まで	常時
セーフティネット5号対象業種		・必要(一時的かつ緊急的) に応じて1年以内の借入 予約が出来る制度 ・担保は必要に応じて徴収 する	セーフティネット5号対象業種	
~H20年10/30	185業種		185業種	
10/30~11/13	545業種		545業種	
11/14~	618業種		618業種	
12/10~	698業種		698業種	

移 動 商 工 会
六 会 場 で 開 催

河辺雄和商工会では、今年度も地区内六会場で移動商工会を開催いたしました。

一月三十日(金)に「下黒瀬公民館」で川添支部、二月六日(金)に「沼田会館」で戸米川・種平支部、二月十日(火)に「喰処匂香」で見三内支部、二月十三日(金)に「新波自治会館」で大正寺支部、二月十八日(水)に「喜楽」で和田支部、二月二十七日(金)に「戸島鯉クラブ」で豊島支部がそれぞれ開催した。各会場とも「経済不況支援対策」

や「商工会の事業内容」等を事務局が話題提供し、その後支部長を座長として座談会方式で意見交換を行いました。全ての会場で予定時間を大幅にオーバーするなど参加者と正副会長や事務局が熱心に前向きな議論を交わし、大変好評でした。

終了後の懇親会も各会場で和気藹々とした雰囲気の中で非常に盛り上がりました。今後とも会員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

日本政策金融公庫の

セーフティネット貸付のご案内

日本政策金融公庫（略称「日本公庫」）では、政府の追加経済対策「生活対策」を受け、政策実施機関としての役割を発揮するため、金利の引下げ等、セーフティネット貸付制度を拡充し、資金繰りでお困りの事業者のみなさまを全力で支援しています。（下線部分が経済政策に基づく拡充部分となります。）

		経営環境変化対応資金	金融環境変化対応資金
ご利用いただける方		<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的、経済的環境の変化により、売上や収益が減少する等、業況が悪化している方 *新たに設置された『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓口』に該当する方もご利用いただけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関との取引状況の変化等により、資金繰りに困難を来している方 ○ <u>国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から借入残高の減少等の取り扱いを受けている方</u>
ご融資額	国民事業	4,800万円以内	別枠 4,000万円以内
	中小事業	<u>7億2,000万円以内</u>	別枠 3億円以内
資金のお使いみち		運転資金・設備資金	運転資金・設備資金
ご返済期間		運転資金 : 8年以内 設備資金 : 15年以内	運転資金 : <u>8年以内</u> 設備資金 : <u>15年以内</u>
据置期間		運転資金・設備資金ともに3年以内	運転資金・設備資金ともに <u>3年以内</u>
利率		基準利率（ただし、最近の売上、利益率等が減少する等、業績が特に悪化している方の運転資金は「基準利率-0.3%」）	
◆ 資金繰りの円滑化のため、新規融資に際し、既存公庫融資分と合わせて一本化する借換需要にも弾力的に対応しています。			

中小企業倒産防止共済制度に関する注意（重要）

今般、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が運営する中小企業倒産防止共済制度と関係があると誤信させるような FAX が中小企業者に送付され、中小企業が入会金を銀行口座に振り込んでしまうという案件の報告がありました。

中小企業倒産防止共済制度は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営している共済制度です。

この制度では、共済貸付時に保証会社の「保証」を取ることはありません。また、「全国商工振興保証協会」、「全国商工保証協会」、「商工振興組合」は、独立行政法人中小企業基盤整備機構とは関係ありません。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

中小企業庁経営安定対策室

TEL 03-3501-0459

独立行政法人中小企業基盤整備機構

TEL 03-5470-1540

URL: <http://www.smrj.go.jp/>

中小企業退職金共済制度

中小企業の退職金を国がサポート

- ・国の中小企業対策の一環として制定された制度です。
- ・中小企業退職金法に基づいた制度です。
- ・制度の運営は、独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部が当たっています。

安全・確実・有利な特典があります

- ・新しく中小企業退職金共済に加入する事業主に掛金月額額の1/2（従業員ごとに上限5,000円）加入後4か月目から1年間、掛金の一部を国が助成します。
- ・掛金は、法人企業の場合は損金として、また、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。
- ・毎月の掛金は口座振替です。
- ・掛金月額はいつでも変更できます。
- ・過去の勤務期間の通算や転職した場合の通産ができます。
- ・退職金は独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部から直接、従業員に支給されます。

加入できる企業

- ・一般業種（製造・建設業等）では常用従業員数が300人以下で資本金・出資金が3億円以下。
- ・卸売業では常用従業員数が100人以下で資本金・出資金が1億円以下。
- ・サービス業では常用従業員数が100人以下で資本金・出資金が5千万円以下。
- ・小売業では常用従業員数が50人以下で資本金・出資金が5千万円以下。

加入させる従業員

- ・従業員は原則として全員加入させてください。
- ・定年などで短期間内に退職することが明らかな従業員、休職期間中の従業員、期間を定めて雇われている従業員は加入させなくてもよいことになっています。

掛 金

- ・従業員の年齢、仕事の経験度、経験年数などに応じて5,000円～30,000円（16段階）の中から選択できます。

小規模企業共済制度

国がつくった共済制度だから安心・確実です

- ・小規模企業共済法に基づいた制度です。
- ・国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。
- ・お預かりする掛金は、将来お受け取りいただく共済金等の原資に全額充当されます。

税制面で大きなメリットがあります

- ・掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象から控除できます。
- ・共済金は退職所得扱い（一括受取り）または公的年金等の雑所得扱い（分割受取り）です。

このような場合に共済金等が受け取れます

共済金A

- ・事業をやめたとき。（個人事業主の死亡、会社等の解散を含みます。）ただし、配偶者、子への譲渡及び現物出資により個人事業を会社へ組織変更した場合を除きます。

共済金B

- ・会社等の役員の疾病、負傷または死亡による退職。（任意または任期満了による退職を除きます。）
- ・老齢給付。（年齢が満65歳以上で、掛金を15年以上納付した方は、請求することによりお受け取りいただけます。なお、老齢給付として受け取らずに、共済契約を継続することもできます。）

準共済金

- ・会社等の役員の疾病、負傷または死亡による退職。
- ・配偶者、子への事業譲渡。
- ・現物出資により個人事業を会社へ組織変更し、その会社の役員にならなかったとき。

加入できる方

- ・常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業では5人以下）の個人事業主及び会社の役員。

掛 金

- ・掛金月額額は、1,000円～70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選べます。（半年払いや年払いも出来ます。）
- ・掛金は増額・減額ができます。（減額は一定の要件が必要です。）
- ・掛金は加入された方ご自身の預金口座から振替となります。